

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を 求める意見書

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主としてたばこの煙やPM2.5などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じる肺の慢性疾患であり、せき、たん、息切れの症状を特徴とする。現在、COPDは、健康日本21において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置づけられている。COPDは、肺胞が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺胞）は、治療によって元には戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になる。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは、循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究（NICE study）の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2,000人にとどまっており、約500万人が未診断であると考えられるため、COPDの早期診断・早期治療への取組の強化が必要である。

よって、政府においては、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

1 地域におけるCOPDの検査体制の強化

- (1) 地域の医療機関へのCOPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師、保健師等による正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知徹底をすること。
- (2) 画像検査（胸部X線検査や胸部CT検査）とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及を行うこと。

2 受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進

- (1) 地方自治体の受診勧奨対策に対する財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの重症化や増悪を抑えるための取組を推進するインセンティブ制度を導入すること。
- (2) COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。
- (3) COPD関連の厚生労働省科学研究費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制を強化すること。

3 COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上

- (1) COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識、経験に基づく適切な指導の展開や、学校教育から企業団体の保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修を推進すること。
- (2) COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDの発症リスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成や配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下につながる地方自治体の活動に対する財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月24日

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
衆参両院議長

宛て（各通）

水戸市議会議長 大津 亮 一